

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>9-1 小型船舶安全規則</p>	<p>9-1 小型船舶安全規則</p>	
<p>4.0(a) (略)</p> <p>(b) <u>近海以上の航行区域を有する小型船舶（特殊な運航形態のものに限る。）の復原性については、小安則第101条の規定にかかわらず、検査機関の指示するところによるものとし、この場合は、資料を添えて海事局検査測定長まで伺いであること。</u></p>		
<p>第12章 復原性</p>	<p>第12章 復原性</p>	
<p>101.0(a) <u>小安則第101条の規定により復原性規則を準用する長さ24m未満の小型船舶にあつては、これを復原性規則第17条の「特殊の旅客船」及び第23条の「特殊の貨物船」として取り扱い、それぞれ同規則第16条の2及び第20条の規定を適用すること。この場合において、当該規定をそれぞれ適用する際の復原性規則の解釈等については、附属書[10]によること。</u></p>	<p>(適用)</p> <p><u>「人の運送の用に供する小型船舶」とは、旅客定員を有する小型船舶をいう。</u></p> <p>(船舶復原性規則の準用)</p> <p><u>復原性規則を準用するにあたっては、復原性規則心得によること。</u></p>	<p>100.0(a)</p> <p>101.0(a)</p>
<p>附2.2(a) <u>「主要な変更」及び「主要な改造」については、設備規</u></p>		<p>附則（平成20年10月29日）</p>

程心得附則（昭和 59 年 8 月 30 日）附 2.16(a) 及び(b)を準用する。この場合において、「主要な変更」には、「旅客」を「その他の乗船者」に変更する場合を含むこと。

(b) 「管海官庁の指示するところ」とは、次に定めるところによること。

(1) 改正前の小安則第 100 条各号に規定する船舶以外のもの又は旅客船の場合は、復原性規則附則（平成 16 年 12 月 13 日）附 4.2(b)を準用する。

(2) 改正前の小安則第 100 条各号に規定する船舶の場合には、改正前の規定により改正前の規定（復原性基準）の適用を受けなくなる場合には、改正後の規定を適用する。

(3) (1) 及び(2)にかかわらず、用途を旅客船へ変更する場合は、改正後の規定を適用する。

心得附則（平成 20 年 12 月 25 日）

本改正後の心得は、平成 21 年 1 月 1 日より適用する。